

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

平成24年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月10日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成24年2月17日（金）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算について
 - (2) 平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○平成24年2月17日

○現在議員5名で次のとおり

1番	佐	藤	修	二	君
2番	江	澤	眞	一	君
3番	村	田	穰	史	君
4番	柏	木	恵	子	君
5番	望	月	清	義	君

平成24年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成24年2月17日（金曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 会議録署名議員の指名

3. 会期の決定

4. 諸般の報告

5. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

6. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

7. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

8. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	望	月	清	義	君
副議長	江	澤	眞	一	君
1番	佐	藤	修	二	君
3番	村	田	穰	史	君
4番	柏	木	恵	子	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	蔵	和	雄
副管理者	小	坂	泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局次長	京	増	恒	一
総務課長	佐	藤		實
施設管理課長	門	山	孝	雄
	齋	藤	雅	文
会計管理者	石	渡		孝

○構成市町出席職員

佐倉市経済環境部部長	大	野	直	道
酒々井町民生担当参事	矢	部	雄	幸
佐倉市経済環境部廃棄物対策課長	南波	佐間	信	彦
酒々井町生活環境課長	越	川	光	司

○議会事務局出席職員氏名

総務課長 坂上雅敏
庶務係

○連絡員

総務課 櫻井江里佳
副主査

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時33分)

○議長（望月清義君） ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、平成24年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（望月清義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、江澤眞一議員、村田穰史議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（望月清義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日としたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（望月清義君） 諸般の報告を行います。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議案の上程

○議長（望月清義君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

なお、ご発言は着席のままをお願いいたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長(望月清義君) 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(藤 和雄君) 管理者でございます佐倉市長の藤和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。ただいまから本提案をいたします議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成24年度清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、平成24年度におきましても、引き続きごみの適正処理を確保しながら、歳出の抑制に取り組んでおります。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は13億58万7,000円で、前年度に比べて18万8,000円の減額となっております。歳入の主なものは、佐倉市及び酒々井町の負担金並びにごみ処理に係る手数料でございます。歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要する経費及び施設建設に係る償還金であります公債費でございます。

議案第2号は、平成23年度清掃組合一般会計補正予算第2号であります。今回の補正額は、408万8,000円の追加補正であります。その主なものは、売却しております鉄、アルミ等の有価物の価格が上昇したことによる歳入の増額、夏季に節電を行ったことによる歳出の減額でございます。以上のことに伴い財政調整基金積立金を2,228万8,000円増額し、23年度積立金総額を2,238万5,000円といたそうとするものでございます。

議案第3号は、一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めるものであります。その内容は、平成23年度人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び佐倉市の給与改定の状況に準じて平成23年12月1日から職員の給料表の減額改正、さらに同年4月から11月までの給与の所得格差の調整措置等を行ったものであります。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合より、銚子市及び松戸市から共同処理の追加依頼について、協議を求められているものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決及び承認くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（望月清義君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 事務局長の京増恒一でございます。座らせて説明させていただきます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号 平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算

平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億58万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係

る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年2月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

2ページをごらんください。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金8億4,130万5,000円、2款使用料及び手数料3億7,453万5,000円、3款国庫支出金1,000円、4款財産収入8万6,000円、5款繰越金500万円、6款諸収入7,966万円、合計13億58万7,000円でございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。1款議会費37万7,000円、2款総務費1億6,829万1,000円、3款衛生費9億394万5,000円、4款公債費2億2,488万8,000円、5款諸支出金8万6,000円、6款予備費300万円、合計13億58万7,000円でございます。

4ページをごらんください。第2表債務負担行為でございます。当組合で使用しております庁舎内イントラネット用サーバ機器等が平成24年3月31日をもってリース期間満了となることから、イントラ用サーバ機器等賃貸借を平成24年度から平成29年度までの事業期間において、限度額409万9,000円にて機器リース事業を執行いたそうとするものがございます。

6ページをごらんくださいませ。平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書でございます。本年度予算と前年度予算の比較を載せてございます。右側の比較の欄をごらんください。増減額でございますが、減額分は、1款分担金及び負担金29万2,000円、2款使用料及び手数料1,690万5,000円、4款財産収入1万1,000円でございます。増額分につきましては、6款諸収入1,701万9,000円となっております。合計といたしましては、18万8,000円の減額でございます。

7ページをごらんくださいませ。歳出でございます。表の中央にございます比較の欄をごらんください。減額分は、1款議会費3万円、2款総務費10万3,000円、3款衛生費4万4,000円、5款諸支出金1万1,000円でございます。合計といたしましては、18万8,000円の減額となっております。

8ページ、9ページをごらんくださいませ。歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節組織市町負担金につきましては、8億4,130万5,000円でございます。佐倉市の負担金は7億4,767万6,000円、酒々井町の負担金は9,362万9,000円でございます。負担金総額の平成23年度との比較につきましては、29万2,000円の減となっております。負担金の詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料につきましては

は、ごみ処理手数料で、3億7,453万5,000円でございます。10キロ当たり350円で1万701トンの搬入量を見込んでございます。平成23年度との比較につきましては、ごみ搬入量を483トンの減、金額にいたしまして1千690万5,000円の減額、4.3パーセントの減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金につきましては、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助金といたしまして1,000円でございます。補助金額が確定していないことから最少額での計上とさせていただきます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子で8万6,000円でございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、500万円でございます。

6款諸収入、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては、1,000円でございます。2項1目1節雑入につきましては、7,965万9,000円で平成23年度と比較しますと、1,701万9,000円の増額、27.2パーセントの増でございます。主なものは、1、鉄、アルミ等の有価物売払収入5,777万6,000円、3、リサイクル品販売収入148万円、4、園芸施設に供給しております蒸気使用料254万3,000円、6、売却電力料金1,774万4,000円でございます。平成23年度との比較でございますが、主なものとしましては、有価物の売却価格の上昇等による有価物売払収入1,091万円の増額、売却電力量の増加による売却電力料金614万円の増額となっております。

10ページ、11ページにつきましては省略させていただきます。14ページ、15ページをごらんください。歳出の詳細でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費は、37万7,000円でございます。議会及び議会運営に要する経費を計上いたしております。議員報酬及び議事録作成業務委託料が主なものでございます。平成23年度と比較いたしまして3万円の減額、7.4パーセントの減となっております。

18ページをごらんくださいませ。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の人件費、一般管理費等を計上いたしております。経常及び臨時を併せまして、1億6,820万1,000円でございます。平成23年度と比較いたしまして、10万1,000円の減額、0.1パーセントの減となっております。表の右側、説明欄の上段をご覧ください。経常予算は、1億6,636万6,000円でございます。人件費につきましては、情報公開審査委員3名の報酬4万3,000円、特別職2名の給料12万6,000円、再任用職員2名を含

む一般職職員の数19名の給料7,168万8,000円、職員手当等6,238万3,000円及び共済費2,201万3,000円を計上いたしております。

19ページをごらんください。委託料535万8,000円の主なものにつきましては、警備業務委託料147万5,000円、消防設備保守点検業務委託料220万5,000円でございます。

中段をごらんくださいませ。臨時予算183万5,000円でございます。賃金135万1,000円につきましては、再任用職員1名の退職に伴い、最終処分場の作業員を1名採用いたそうとするものでございます。

20ページをごらんください。2項監査委員費、1日監査委員費9万円につきましては、監査委員及び監査事務に要する経費を計上いたしております。監査委員2名の報酬及び旅費の費用弁償が主な内容でございます。平成23年度と比較いたしまして、2,000円の減額、2.2パーセントの減となっております。

24ページ、25ページをごらんくださいませ。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費につきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上いたしております。経常及び臨時を併せまして、9億179万5,000円でございます。平成23年度と比較いたしまして、6,000円の減額となっております。表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は、8億5,979万4,000円でございます。

需用費の1億67万5,000円の主なものにつきましては、光熱水費が、4,815万7,000円で、その内訳としましては、電気料金3,486万5,000円、水道料金1,214万5,000円、下水道料金114万7,000円でございます。次の医薬材料費3,788万1,000円は、ダイオキシン類、塩化水素等を除去するための活性炭入り消石灰、ボイラー用薬品、排水処理用薬品等の購入費用でございます。

中段に移りまして、委託料5億6,010万3,000円でございます。主なものにつきましては、各種分析調査業務委託料1,292万2,000円につきましては、施設の運転管理の状況を把握するため、ばい煙、ダイオキシン類、臭気、水質、放射性物質測定等の分析調査業務を委託するものでございます。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料2億8,234万5,000円につきましては、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。浸出液処理施設管理業務委託料1,004万6,000円につきましては、浸出液処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。有価物再資源化処理業務委託料3,573万3,000円につきましては、鉄、アルミ、瓶、缶を再資源化する業務を委託するものでございます。焼却灰再生化エコセメント化処理業務

委託料5,728万8,000円につきましては、平成17年度から稼働しております焼却炉、D炉の飛灰をエコセメント化する業務及びエコセメント施設へ運搬する業務を委託するものでございます。しかしながら、市原市にございますエコセメント化施設でございますが、現在稼働いたしておりませんので、稼働を再開したのち、委託いたそうとするものでございます。焼却灰収集運搬再生処理業務委託料1億1,018万7,000円でございます。これにつきましては、A、B、C炉、3炉の飛灰につきましては、飛灰の収集運搬及び再資源化処理業務を委託しようとするものでございます。焼却残渣収集運搬処理業務委託料3,984万8,000円につきましては、埋め立て処分しておりました残渣につきましては、処分場の延命化を図るため収集運搬及び処理業務を委託しようとするものでございます。こちらの業務でございますが、平成23年度におきまして、一般競争入札にて2社参加のうち1社が東日本大震災により辞退となり、1社での入札により委託契約を締結いたしました。しかしながら、平成23年度委託業者である新井総合施設株式会社の最終処分場の観測井戸の調査から塩化物イオンの濃度が高いことが確認されております。塩化物イオンは、人体に有害な物質ではございませんが、内部保有水が漏洩しているおそれがあるため、原因の究明及び改善がなされるまでの間、最終処分場への搬入停止となっております。また、他の処分業者につきましては、東日本大震災により新規の受け入れを行う余力等がない状態であるため、平成23年度委託業者である新井総合施設株式会社の改善がなされたのち、入札を行う予定でございます。それまでの間は、当組合の最終処分場にて仮置きを行う予定してございます。

次に、工事請負費1億9,539万5,000円の主な内容につきましては、ごみ投入クレーン、焼却炉及び廃熱ボイラー、排ガス分析装置、コンプレッサー及び浸出液処理施設等の整備工事を実施いたそうとするものでございます。

続きまして、臨時予算は、4,200万1,000円でございます。委託料1,000円でございますが、震災廃棄物処理業務委託料でございます。こちらは、震災廃棄物についても現在も搬入されておりますので、廃棄物の種別及び数量が確定しておりません。最小単位である1,000円での計上とさせていただきます。また、工事請負費4,200万円でございますが、ごみ処理施設機器整備工事を実施するものでございます。

中段をごらんください。2目センター運営費は、リサイクルセンターの運営費215万円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費を計上いたしております。運営費の主なものは、委託料199万1,000円で、佐倉市や酒々井町からの放置自転車、あ

るいは粗大ごみとしての家具等を再使用するための、再生業務を委託するものでございます。なお、地方自治法施行令167条の2第1項第3号に該当する団体等で、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターと随意契約いたそうとするものでございます。

28ページをごらんください。4款公債費、1項公債費、1目元金2億525万2,000円につきましては、平成14年度から16年度の100トン炉増設事業に伴う3件の地方債償還金の元金でございます。平成23年度と比べまして1.3パーセントの増となっております。次に、2目利子1,963万6,000円につきましては、元金同様に3件の地方債償還金の利子でございます。平成23年度と比べまして11.8パーセントの減となっております。1目元金及び2目利子を合わせますと、2億2,488万8,000円で平成23年度と同額でございます。

32ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費8万6,000円でございます。これは、財政調整基金の利子分について基金に積立していたそうとするものでございます。

36ページをごらんくださいませ。6款予備費、1項予備費、1目予備費は、300万円でございます。平成23年度と同額でございます。

38ページ、39ページをごらんくださいませ。平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は、7億4,767万6,000円、酒々井町9,362万9,000円で、負担割合は、それぞれ88.87%、11.13%の割合となります。次に、平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございます。

(1)、事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出したしております。負担額は、合計で6億1,641万7,000円でございます。負担割合は、佐倉市88.74%、酒々井町11.26%でございます。(2)、建設事業費負担金につきましては、予算編成時における当該年度の10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、佐倉市89.23%、酒々井町10.77%としており、負担額は、合計で2億2,488万8,000円でございます。

次の40ページから45ページまでは給与費明細書、46ページは債務負担行為に関する調書、47ページは地方債に関する調書でございます。説明は、省略させていただきます。

以上で議案第1号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第2号でございます。

1 ページをごらんくださいませ。読み上げさせていただきます。

平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）

平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,203万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成24年2月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤和雄。

2 ページをごらんくださいませ。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。2 款使用料及び手数料から1,915万6,000円を減額し、5 款諸収入に2,324万2,000円及び6 款国庫支出金2,000円を追加いたそうとするものでございます。歳入合計、既定額13億4,794万8,000円に補正額408万8,000円を追加いたしまして、歳入合計を13億5,203万6,000円にいたそうとするものでございます。

3 ページをごらんくださいませ。歳出でございます。2 款総務費から288万5,000円、3 款衛生費から1,531万5,000円を減額し、5 款諸支出金に2,228万8,000円を追加いたそうとするもので、歳出合計、既定額13億4,794万8,000円に補正額408万8,000円を追加いたしまして、歳出合計を13億5,203万6,000円にいたそうとするものでございます。

4 ページをごらんくださいませ。第2表、債務負担行為でございます。5 件の債務負担行為の追加でございますが、すべて、平成24年4月1日から業務を行うために、平成23年度中に契約事務をいたそうとするものでございます。事業について説明させていただきます。警備業務委託につきましては、期間を平成23年度から平成26年度までの限度額を472万5,000円にて業務委託いたそうとするものでございます。内容につきましては、酒々井リサイクル文化センターの機械警備及び夜間巡回警備等を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の業務を委託するものでございます。消防設備保守点検業務委託については、期間を平成23年度から平成26年度まで、限度額を661万5,000円に

て業務委託いたそうとするものでございます。内容につきましては、酒々井リサイクル文化センターの消防設備の保守点検業務及び消防設備不具合時の不良箇所調査を、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の業務委託いたそうとするものでございます。次に、デジタル複合機の賃貸借につきましては、期間を平成23年度から平成28年度まで、限度額を499万6,000円にて賃貸借いたそうとするものでございます。内容につきましては、スキャナー機能付きコピー機の賃貸借及び保守点検業務を平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間のリース契約いたそうとするものでございます。新設昇降機保守点検業務委託については、期間を平成23年度から平成26年度まで、限度額を234万3,000円にて業務委託をいたそうとするものでございます。内容につきましては、工場棟増設部分にありますエレベーター1機の保守点検業務を平成24年4月1日から平成27年3月31日の3年間の業務委託しようとするものでございます。施設管理課関係の平成24年度通年業務については、期間を平成23年度から平成24年度まで、限度額を2億9,293万4,000円にて事業をいたそうとするものでございます。内容につきましては、施設管理課関係の平成24年度通年業務のうち、平成24年4月1日から執行するものでございます。平成24年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

5 ページ以降は、平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては、7 ページから説明させていただきます。

7 ページをごらんくださいませ。2、歳入でございます。補正項目のみご説明させていただきます。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料、1 節清掃手数料のごみ処理手数料は、1,915万6,000円の減額補正でございます。ごみ搬入量が当初予定より約547トン減少する見込みとなったものでございます。

8 ページをごらんください。5 款諸収入、2 項雑入、1 目1 節雑入は、2,324万2,000円の追加補正でございます。内容につきましては、鉄、アルミ等の売却価格が上昇したことによる有価物売払収入の増額及び夏季の節電協力のため、破碎機等の運用を抑制したことに伴う売却電力料金の増額でございます。6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節清掃費補助金は、2,000円の追加補正でございます。東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助金1,000円及び東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金1,000円でございますが、金額が確定していないことから、最小単位での追加補正といたしてございます。

9ページから歳出でございます。10ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。288万5,000円の減額補正でございます。右側の説明欄をごらんください。2節給料及び3節職員手当等につきましては、年度中に職員の給与条例等が改正されたことに伴う減額及び育児休暇中の職員が期間延長請求を行ったことによる減額補正でございます。11節需用費につきましては、消防設備6箇所及び計量棟に設置しております防犯カメラハードディスクの修繕に伴う増額補正でございます。12節役務費につきましては、電話使用の増による通信費の増額及び定期健康診断の契約執行残による手数料の減額補正でございます。13節委託料につきましては、給与条例等のデータベース更新業務のため24万円の増額でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、平成23年10月より稼働しております新財務会計システムの使用に伴う佐倉市に支払う費用が、当初予算よりも安価で提供していただけることになり、その差金を減額いたすものでございます。18節備品購入費につきましては、消火器購入について競争入札を行い、契約差金による減額補正でございます。

12ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費でございます。1,531万5,000円の減額補正でございます。11節需用費の主な内容につきましては、夏季の節電協力のため、破碎機等の運用の抑制したことに伴う光熱水費の減及び焼却処理施設や最終処分場浸出液処理施設で使用いたします医薬材料が、競争入札により契約単価の減額及び使用量が減少する見込みであるため、減額となるものでございます。需用費全体といたしましては、792万7,000円の減額補正でございます。13節委託料の主な内容につきましては、各種分析調査業務、場内管理業務及び廃乾電池処理業務について競争入札を行った結果、合わせて432万5,000円の減額となっております。また、エコセメント化施設の操業停止のため、D炉の飛灰を再生化する焼却灰再生化エコセメント化なのですが、処理業務の減額補正及びD炉の飛灰を他の再生化処理施設に委託したことによる焼却灰収集運搬再生化処理業務委託の増額補正でございます。委託費全体としまして、694万2,000円の減額補正でございます。16節原材料費につきましては、最終処分場用の山砂及び高炉滓の使用がなかったため、購入を見合わせたことによる減額補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金を算出する賦課料率引き下げによる減額補正でございます。

次に、14ページをごらんくださいませ。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基

金費でございますが、2,228万8,000円を増額補正し、財政調整基金として2,238万5,000円を積立いたそうとするものでございます。

16ページから21ページまでは、給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

22ページをごらんくださいませ。債務負担行為で平成24年度以降にわたるものについての平成22年度末までの支出額、または支出額の見込み及び平成23年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。4ページでご説明させていただきました第2表債務負担行為と同様の内容でございます。

23ページをごらんください。付表平成24年度通年業務に関する一覧でございます。こちらは、4ページの第2表債務負担行為でご説明させていただきました、施設管理課関係の平成24年度通年業務の詳細でございます。平成24年度当初から実施する事業で、平成23年度中に入札契約を行う必要のあるものについて、活性炭入り消石灰購入からリサイクルセンター業務委託まで計12件を債務負担行為に追加いたそうとするものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。議案第3号をお願いいたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

処分事項

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

平成24年2月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

次ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

専決第2号 専決処分書 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年11月30日 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

この案件につきましては、千葉県人事委員会の勧告及び構成市である佐倉市の同様の条例改正に伴い清掃組合給与条例の一部を改正する条例等について、専決処分の承認を

求めるものでございます。

改正理由でございますが、公務員と民間の給与格差を解消するため、平成23年10月27日付けで、千葉県人事委員会から給料表の減額改定の勧告がなされました。

これを受けまして、清掃組合の構成市町であります佐倉市では、平成23年11月28日から開催された議会定例会において、給料表の減額改定及び4月から11月までの調整措置を行う給与条例が改正されました。

このことから、清掃組合の給与につきましては、佐倉市に準ずる方針をとっておりますので、佐倉市と同様の改正が必要となります。このたびの改正内容は、12月期、期末勤勉手当にて調整措置を行うことから、改正条例を11月30日までに公布し、支給基準日である12月1日までに施行する必要があるとございます。

以上のことから、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

専決処分の理由でございますが、当組合は、構成市町の対応状況により条例改正を行っており、本来であれば構成市町の条例改正後に行うべきところであります。しかしながら、同様の議案を審議されております佐倉市議会の開催日が11月28日であることから、公布最終日である11月30日までに日数がないため、議会を招集する時間的余裕がない状況と判断しまして、地方自治法第179条に規定される「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」を根拠として、専決処分をいたしましたものでございます。

以上で議案第3号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第4号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年2月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤和雄。

協議の内容につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から、公平委員会に関する事務及び公務災害等に対する補償について平成24年4月1日から共同処理の追加依頼があったことから、総合事務組合の規約中、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行うことに対しての協議で

ございます。

当清掃組合が依頼しております共同処理事業について、負担金及び事業内容等の変更がないため、共同処理の追加による影響はございません。

以上で議案第4号につきましての説明とさせていただきます。

大変聞きづらい説明で申し訳ございませんでした。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（望月清義君） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、質疑につきましては一問一答にてお願ひいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

柏木議員。

○4番（柏木恵子君） 一つだけちょっと教えていただきたいのですが、32ページの財政調整基金のところ、今年度の金額は分かったんですが、今の残高を教えてください。

○議長（望月清義君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 今現在2億8,928万7,000円になっております。

○議長（望月清義君） 柏木議員。

○4番（柏木恵子君） 総額の残高が2億8,900・・・ということなんですか。

○議長（望月清義君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 補正をされた後ということですのでよろしいでしょうか。

○4番（柏木恵子君） そうです。

○議長（望月清義君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 3億1,100万くらいになります。細かいところは3億1,167万2,000円となります。

○議長（望月清義君） 柏木議員。

○4番（柏木恵子君） この金額でその他何かあったときに調整していくと思うんですが、この残高で一応、将来の見通しとか考えて大丈夫なんでしょうか。

○議長（望月清義君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 将来的なものということで、当面ですと飛灰の処理の問題

が出てくるかと思ひます。そうしますと、その今の乾灰の状態ですと、もし一時保管するといふ、ようするに処理できない、業者の引き取りがどうしてもできないといふときには一時保管しなければならない状況になるかと思ひます。そのときには、乾灰ですと保管しづらいついふか、保管しきれませんので湿灰といふか、また、あと灰固化といひましてセメントを混ぜたりなんかする、そうゆう装置をいま検討中のございます。新設ですと、新設といふか新しく灰固化のやつをやりますと、いまですと、流山さんのほうですと1億3,000万ぐらいつかかっていたといふ話を伺つております。あと、将来的な見通しなんですがつ、あと、構成市町の負担金をなるべく少なく、少なくといふのはおかしいですが、通常通りお金は増やさないといふようなことを考えますと、その基金をつかつて将来的には少しづつ増やしていきまして、バグフィルターといひまして、飛灰を外に出さない、ようするに放射性物質なんかもそんないろんな含んで、ダイオキシンなんか含んでおりますけれども、その交換時期にも毎年、今後でてくるといふ予想がございますので、そういうものにも将来的には使いたいといふか使用させていただきたいと思つております。そのための一応基金として、またあと、そのあと25年以降につきましては、計画、焼却関係の計画の改正時期のございますので、そこでまた改めて検討させていただきたいかと思ひます。

○4番(柏木恵子君) ありがとうございます。

○議長(望月清義君) 議案第1号についていま質疑を行つておりますけれども、ほかになければ、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) 質疑はなしと認めます。

これより議案第2号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) 質疑はなしと認めます。

これより議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) 質疑はなしと認めます。

これより議案第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) 質疑はなしと認めます。

質疑は終結いたします。

それではですね、これより議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) 討論は終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（望月清義君） 以上をもちまして平成24年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（午後 2時34分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 望 月 清 義

署名議員 江 澤 眞 一

署名議員 村 田 穰 史